

令和 8 年度

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学附属中学校 給水管更新工事

設 計 書

目 次	
〔１〕 一 般 事 項	
〔２〕 工事概要及び規模	
〔３〕 特 記 仕 様 書（別紙、設計図による）	
〔４〕 材料及び責任施工業者等の指定（別紙、設計図による）	
〔１〕 一 般 事 項	
１．工事名称	兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学附属中学校 給水管更新工事
２．工事場所	兵庫県立大学附属中学校 本館及び特別棟
３．工事期間	着工の日から令和９年3月31日まで
	（施工の際し、必ず、事前に発注者と協議を行い、作業工程を調整すること）
４．工事範囲	この設計図書（仕様書、内訳明細書の記載事項及び設計図）に示す範囲とする。
５．工事仕様	仕様書は、特記事項仕様書に記載事項の他、次の優先順位による。
	① 「兵庫県建築工事共通仕様書」
	② 福祉のまちづくり条例
	③ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」
	国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」
〔２〕 工事概要及び規模	
附属中学校の本館及び特別棟に新たに露出式給水管を設置	
〔３〕 特記事項	
（１）工事実績情報の登録	
本工事の契約金額が500万円以上で、建設業許可の必要な工事の場合は次の項目を適用する。	
受注者は工事実績情報システム（コリンズ）へ工事実績情報を登録すること。	
【問い合わせ先】（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）	
TEL 03 - 3505－0463 所在地 〒107－8416 東京都港区赤坂 7－1 0－2 0 アカサカセブンアヴェニュービル	

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学附属中学校	
〔４〕 特 記 仕 様 書	
1 施工計画	計画書を作成のうえ学校に提出し事前に承諾を得ること。 1 実行程 2 学校行事予定を参照として作成 3 作業時間（始業、終業、日曜作業、残業等） 4 騒音発生作業 5 水、電気の供給方法と精算方法。（原則請負業者が準備すること） 6 現場代理人、下請業者名、連絡先、施工体制図、緊急連絡網、災害時体制図 7 工事車両の進入ルート、駐車位置、資材置場 8 安全対策（足場、バリケード等） 9 作業主任者申請書 10 近隣への周知
2 提出書類	指示された期間内に提出すること。 1 工事工程表（２部） 2 請負代金内訳書（２部） 3 工事着工届（１部）・完成届（２部） 4 現場代理人通知書（略歴書）（２部） 5 工事施工計画及び下請人等通知書（１部） 6 廃棄物処理計画書及び報告書（計画書提出後に数量等の変更がある場合は変更計画書も）（１部） 7 建設業退職金共済証紙 掛金収納書（※消費税を含む契約金額が１００万円以上の契約の場合）
3 工事写真	※工事写真帳（Ａ４版）に整理し、内容及び場所等を記入して２部提出すること。 施工中の写真場所は、下記のとおりとする。 1 工事前の現状 2 工事仮設物、バリケード、養生、足場等 3 材料（梱包の企画ラベル等） 4 工事の各段階 5 完成状況
4 建設廃棄物の処理	1 建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の処理にあたっては、建設副産物の発生抑制及び再資源化を促進するため、原則として再資源化施設へ搬出すること。 2 建設副産物の処理にあたって、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第104号）、「資源の利用促進に関する法律」（平成３年法律第48号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省平成14年5月30日）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年法律第137号）、「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成10年度）、及び「建設工事にかかる建設リサイクルガイドライン」に基づき適正に処理すること。なお、処理にあたっては、「建設廃棄物処理計画書」、「再生資源〔促進〕利用計画書」を提出し監督職員の承諾を受け処理に着手し、処理終了後は、「同実施書、報告書」を提出すること。
5 安全・危険防止対策等	【作業時間】 作業時間については、関係者と十分協議したうえで作業し、始業時及び終業時に学校事務室に連絡すること。 作業時間の変更については、事前に学校事務室に連絡し、承諾を得ること。 【安全対策】 工事期間中生徒、職員、通行人、近隣住民及び学校施設、近隣建物等への安全対策に十分配慮し傷害、損害のないよう万全の処置をとること。 工事で重機等を使用する場合、低騒音型、低振動型のものを使用するなど騒音防止に努めること。 また、粉塵が発生するおそれがある場合は、粉塵汚染防止に十分配慮すること。 請負業者は、運搬作業従事者に交通安全意識の高揚を図るとともに、工事用の資材の運搬にあたっては過積載のないようにすること。また、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の主旨に沿って、同法第１２条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。 車両運行計画等を作成し、事前に運行経路について協議すること。工事車両の駐車場所についても同じ。 万一、本工事により損害が発生した場合は、請負業者の責任において対処するものとする。 工事現場内は常に整理清掃を行い、また、仮囲い等で現場を囲い、事故発生防止に努めるとともに場外に資材等が飛散しないように十分養生を行うこと。 工事中に使用する危険物等は現場内に保管しないこと。やむを得ず保管しなければならない場合は学校の承諾を得て、厳重に保管できるよう対策を行い、盗難防止に努めること。 学校という教育の場であることを自覚し、誠実な作業態度をもって業務にあたること。 敷地内は禁煙となっているので喫煙等の行為はしないこと。
6 県内産業の優遇	工事下請業者の決定にあたっては県内業者を、また使用材料の採用にあたっては県内産資材を優先して選定すること。
7 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力・水及び諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。
8 熱帯産木材の使用量削減対策	針葉樹複合合板の使用またはその他の工法の採用により、熱帯産木材使用量の削減に努めること。
9 その他	特記事項無し。

名 称	規 格 等	単位	数量	単価	金 額	備考
兵庫県立大学附属中学校 給水管更新工事						
水道用硬質塩ビライニング鋼管LPVA	2 0 A	m	74			
	2 5 A	m	144			
	3 2 A	m	57			
	4 0 A	m	34			
	5 0 A	m	190			
	8 0 A	m	33			
ゲート弁管端コア付鉛レス青銅製10kねじ込み	給水 2 0 A	個	3			
	給水 3 2 A	個	1			
	給水 5 0 A	個	4			
ゲート弁鋳鉄製ナイロンライニング	JIS10K フランジ 8 0 A	個	2			
凍結防止栓		個	5			
同上継手類		式	1			
同上支持金物類		式	1			
配管作業費		式	1			
保温ラッキング作業費	ポリ+カラーラッキング	式	1			
高所作業車		セット	2			
外壁コア抜き作業費	レントゲン調査費含む	式	1			
給水引き込み口土工事		ヶ所	18			
事前調査費	試掘共	式	1			
養生清掃費		式	1			
場内小運搬費		式	1			
廃材処分費		式	1			
運搬交通費		式	1			
諸経費		式	1			
小 計						
消費税						
合 計						

[illegible]

兵庫県立大学付属中学校給水配管更新工事

図面番号	図 面 名 称
0	表紙・図面リスト
1	特記仕様書(1)
2	特記仕様書(2)
3	特記仕様書(3)
4	案内図・付近見取り図
5	本館 1 階 給水配管平面図（撤去）
6	多目的ホール 1 階 給水配管平面図（撤去）
7	本館 1 階 給水配管平面図（更新）
8	多目的ホール 1 階 給水配管平面図（更新）
9	本館 1 階 給水配管平面図（建築）
10	多目的ホール 1 階 給水配管平面図（建築）

			兵庫県立大学附属中学校	兵庫県立大学附属中学校給水配管更新工事	No. 0 10
				表紙・図面リスト	Scale NON

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

■ 工事概要

工事名称

兵庫県立大学附属中学校給水管更新工事

工事場所

兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目11-2

工事期限

○ 建築工事の工期に準ずる

● 着工の日から

2028 年

3 月

31 日まで

建物概要

建 物 名	構 造	階 数	延べ面積	消防法令別表 第一の区分	備考
本館（兵庫情報処理技能者養成施設）	RC造	地上3階	2000.4㎡		
多目的ホール					

工事種目

○ 空調設備

○ 換気設備

○ 排煙設備

○ 衛生器具設備

● 給水設備

○ 排水設備

○ 給湯設備

○ 消火設備

○ ガス設備

● 撤去・改修

○

○

■ 特記仕様

1. 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「標準仕様書」という）及び同「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「標準図」という）による。また、改修工事については、同「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「改修工事標準仕様書」という）による。

2. 項目及び特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

3. 工事種目に電気設備工事、建築工事等を含む場合、その仕様は当該図面による。

4. 技術上、外観上及び使用上当然施工しなければならないものは、記載のない事項であっても、監理者の指示により施工する。

5. 上記の項目等により軽微な変更が生じた場合、原則として請負代金の増減は行わないものとする。

6. 本工事は、○新築工事 ●改修工事であり、●全館無人、○館内有人 である。安全に充分注意すること。

7. 設計図書の優先順位は、以下の通りとする。

1. 質疑応答書（2から5までに対するもの）

2. 現場説明書

3. 特記仕様書

4. 設計図面

5. 標準仕様書

■ 一般事項

● 施工計画書

各専門工事着手にあたっては、施工計画書（施工要領書、施工図等含む）を提出し、承諾後着手すること。

● 官公署等の手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行う。
工事の施工に必要な手続きは、全て受注者にて行い、その費用は全て受注者の負担とする。

○ 電気工作物の種類

○ 自家用電気工作物（高圧・特高受電）

○ 一般用電気工作物（低圧受電）

○ 電気保安技術者

「国土交通省近畿地方整備局営繕工事業用電気工作物保安規程」を適用し、同第11条に定める電気保安技術者をおくものとする。
また、この者は標準仕様書又は改修標準仕様書による電気保安技術者を兼務することができる。

○ 電気工事士

契約電力500kW以上の場合も、第一種電気工事士により施工を行う。

○ 工事用電力設備の保安責任者

工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め、監督員に書面を持って報告する。
保安責任者は、適切な保安業務を行う。

○ 設備機材等

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
但し設備機材等の製造者等は次の1) から6) の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。

1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

2) 生産施設及び品質の管理は適切に行われていること。

3) 安定的な供給が可能であること。

4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。

5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

一般事項

● 環境への配慮

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月）」による。
(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。）に留意すること。

検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書または改修工事標準仕様書による。

● 配管（建築配管作業）

○ 建築板金（ダクト板金作業）

● 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

○ 冷凍空気調和機器施工（ チリングユニット、パッケージ型空調調機の据付及び整備 ）

施工前に、当該工事に係る地中埋設物等（建物内または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む）について事前調査を行う。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験掘り方法を監督員と協議する。

● 技能士

● 地中埋設物等

● 工事用電力・水・その他

○ 交通誘導員

● 化学物質を発散させる建築材料等の使用制限

○ 室内空気中の化学物質の濃度測定及び確認

● 足場・さん橋類

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月）」による。
(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。）に留意すること。

検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書または改修工事標準仕様書による。

● 配管（建築配管作業）

○ 建築板金（ダクト板金作業）

● 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

○ 冷凍空気調和機器施工（ チリングユニット、パッケージ型空調調機の据付及び整備 ）

施工前に、当該工事に係る地中埋設物等（建物内または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む）について事前調査を行う。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験掘り方法を監督員と協議する。

本工事に必要な工事用及び試運転用電力・水等の費用はすべて受注者の負担とする。なお、計量は工事用メーターを原則とし、細部の取り決めについては施工管理者との協議による。なお、総合試運転等については、計算書等による事前及び事後協議により決定する。

● 設けない

○ 設ける（○ 交通誘導の専門的知識及び技能保有者 ○1・2級交通誘導警備検定合格者）

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

○ 8時間測定

※ 24時間測定

1) 測定対象室および各室測定箇所数

※ 仕上げ表による

○ 図示

2) 測定対象物質

※ 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン

測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は監督員の指示による。
測定対象物質の濃度を測定し、書面にて報告すること。

別契約の関係請負者が設置したものは、無償で利用できる。
本工事で設ける場合は、標準仕様書第2編第4章第1節4.1.1又は、改修工事標準仕様書第1編第2章第2節2.2.11によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置方式又は、（3）手すり先行専用足場方式により行う。また、足場の種別については次による。（なお、単管足場、枠組足場を用いる場合における設置場所については図示による。）

一般事項

足場・さん橋類

○ 仮設間仕切り

● 養生・清掃

○ 建設発生土の処分

● シナー等有機溶剤の盗難防止

● 工事写真

● 竣工図

● 完 成 図 書

● 総合調整

○ 空調設備

○ 換気設備

○ 排 煙 設 備

○ 衛生設備

● 給水設備

内部足場

● A種（脚立足場）（脚立及び足場板の組み合わせによる）

○ B種（移動式足場）（ローリングタワー）

○ C種（移動式昇降足場）

● D種（高所作業車）

○ E種（単管足場）

○ F種（くさび緊結式足場）

○ G種（枠組足場）

○ 防護シート

外部足場

○ A種（枠組足場）

● B種（くさび緊結式足場）

○ C種（単管本足場）

○ D種（仮設ゴンドラ）

○ E種（移動式足場）

○ F種（高所作業車）

○ 防護シート

屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修工事標準仕様書第1編第2章第2節2.2.3による。

標準仕様書第1編第1章第3節1.3.10又は改修工事標準仕様書第1編第3章による。
既存部分の養生を

● 行う

養生の方法（※ビニルシート、合板等）

○ 行わない

固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧

○ 行う

数量等（

）

● 行わない

○ 構外撤出適切処理

● 構内指示の場所に敷均し

トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗装及びシーリング材の保管は盗難防止に留意し、厳重に保管する。

写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事写真の撮り方（建築設備編）」に基づき、工事の施工段階及び工事完成後に明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影する。写真は整理後、施工内容、撮影箇所等を記入して提出する。

竣工図の作成にあたって、設計図を利用することが※可○不可

・二ツ折製本（A1）：※部

縮小版二ツ折製本（A3）：

部

、バラ図（A3）：

部

竣工図には右下に竣工図と記載し、機器類は製造会社名と品番等を記載すること。
図面のCADデータは、TIFF形式、~~PDF~~形式並びにJWW形式若しくはDXF形式にて提出とする。
DXF形式にて提出の際は、文字化け等不具合無き事確認の上提出する。

工事関係図書（実施工程表、施工計画書、施工図、工事写真等、工事記録）：※
保全に関する資料（主要機器一覧・連絡先、完成図、取扱説明書、機器・施工の性能試験成績書、試運転調整記録、機器・施工の保証書、官公署届出書類控え、検査済証、その他保守上必要な図書）：※
提出書類は全て電子化も行い合わせて提出する。データはPDF形式とオリジナルデータ形式とする。
（※：指定部数）

※ 本工事

○ 別途工事

※ 設計図書の意図した機能を満足させるため各機器相互間の総合調整を行う
総合調整の項目は下記による

○ 風量調整（測定共）

○ 水量調整（測定共）

○ 室内外空気の温湿度測定

○ 室内気流及びじんあいの測定

○ 騒音の測定

○ 初期運転状態の記録

○ 風量調整（測定共）

○ 騒音の測定

○ 初期運転状態の記録

○ 室内気流及びじんあいの測定

○ 風量調整（測定共）

○ 騒音の測定

○ 初期運転状態の記録

● 飲料水の水质測定（水道法施行規則第10条）

○ 飲料水以外の給水管は標準仕様書に規定する着色色を用いた通水試験等を行う

● 飲料水の水质測定

○ 平成15年3月25日付け厚生労働大臣告示119号 第二の一の1の（4）による

● 標準仕様書による

機器及び材料

製 造 業 者 名

メーカーリスト

兵庫県立大学附属中学校	兵庫県立大学附属中学校給水管更新工事	No. 1 10
	特記仕様書(1)	Scale NON

■共通適用項目

●耐震性能の確認

1) 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」「国土交通省国土技術政策総合研究所監修)によることとし、応力計算書を提出し、監督員の承諾を得ること

●配管・ダクトの耐震計算を行う場合は上記基準を参照すること

2) 設計用水平震度力は、次に示す設計用標準水平震度に、機器の質量及び重力加速度を乗じたものとする。また、設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

設計用水平震度(官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 表4.4.(1)、表4.4.(2)による)

	機器種別	○特定の施設		●一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0
中間階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地階・1階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階・中間階の定義は次のとおりとする

上層階とは、2～6階建の建物においては最上階、7～9階建の建物においては上層2階、10～12階建の建物においては上層3階建、13階以上の建物においては上層4階のことをいう

中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう

重要機器類は図示による他、以下のものをいう。但し、防災機器以外で、重量100kg未満の機器は除く重要機器類：防災機器、受水槽、発電機装置、火気使用の機器、100RTを超える冷凍機・冷却塔等横引き配管等の耐震支持は、耐震安全性の分類(●特定の施設 ○一般の施設)とする。

●あと施工アンカー

1) あと施工アンカーを施工する作業者は、「(社)日本建築あと施工アンカー協会」の資格を有する者又はあと施工アンカーについて十分な技能及び経験を有した者で、監督員が認めた者とする。

2) あと施工アンカーにより固定する重要機器類については施工後抜き取りによる耐力試験を実施すること。(建築改修工事標準仕様書第8章第12節8.12.7)による)

抜き取り検査を行う箇所、抜き取り数、引張試験荷重等は監督員との協議による。

あと施工アンカー以外のアンカーで固定する重要機器類のアンカーは施工写真を提出すること。

3) 抜き取り検査を行わなかった重要機器類以外の機器については、監督員が指示する報告書を提出すること。

試験方法(社)日本建築あと施工アンカー協会のあと施工アンカー基準試験法による。

施工後確認試験 国土交通省大臣官庁官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)による。

●配管材料等

配管材料は標準仕様書第2編第2章第1節または改修工事標準仕様書第2編第2節第1節による。

また各設備において、リサイクル材料が指定された場合、規格サイズがないものについては、リサイクル材料を使用しなくても良い。

●一般用弁

水道直結部及び図面特記部の耐圧はJIS又はJV10K、その他はJIS又はJV5Kとする。

上水用は鉛糸等とする。

○伸縮管継手

銅管用伸縮管継手は右記による。○ペローズ形 ○スリーブ形

○溶接接合

配管の溶接接合は標準仕様書第2編第2章第5節2.5.17又は改修工事標準仕様書第2編第2章第3節2.3.17による。

溶接部の非破壊検査は※適用しない

○適用する(○放射線透過検査 ○浸透探傷検査又は磁粉探傷検査)

○既設配管接続部の試験

既設配管を含む部分の試験 ○要(試験項目は監督員による)

●地中埋設管の埋戻し土

管を地中埋設する場合は、標準仕様書第2編第2章第7節2.7.1(9)又は改修工事標準仕様書第2編第2章第5節2.5.1(16)による。

※屋内埋設配管も適用する。

●埋設配管の防食処理

標準仕様書第2編第2章第7節2.7.3又は、改修工事標準仕様書第2編第2章第5節2.5.3による。但し、土中埋設の排水用塩ビライニング銅管は、防食処理を行う。

○地中埋設標

設置箇所は図面に記載のこと。

●共通適用項目

●保温及び塗装

1) ムルマ保温材・グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。但し、給水管、排水管用保温する場合、床下・暗渠内・屋外露出及び浴室・厨房等の多湿箇所はポリスチレンフォーム保温材50mmとする。

2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、次による。

●カー垂鉛鉄板(※色については協議の上) ○スチス鋼板

3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則合成樹脂カバーとする。

4) 弁・ストレーナなどの金属製カバー外装及びタンク類の保温外装材の種別は、次による。

○溶融7ミクロン垂鉛鉄板 ●カー垂鉛鉄板 ○スチス鋼板 ○7ミクロン板

5) 車庫に露出のダクト及び配管の保温は、機械室による。

6) 各場所に露出の保温を施さないダクト及び配管の塗装は以下による。

―外壁回り―○要○不要―書庫―○要○不要―

―屋上階―○要○不要―機械室―○要○不要―

―車庫―○要○不要―一般居室、廊下―○要○不要―

―倉庫―○要○不要―

7) 合成樹脂製支持受 ○硬質ウレタンフォームに準ずるもの

○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの

8) 屋内隠ぺい部のダクト保温は、I・(ロ)・11及びN・(ロ)・11による。

●配管・ダクトの吊り及び支持と振れ止め

1) 振れ止めは標準図 形鋼振れ止め支持部材選定表より算定すること。

2) 吊り用ボルト等を切断して使用する場合は、切断端部の防錆処理を行う。

○吹出口及び吸込口ボックス

ボックスの材質については、特記が無い場合は垂鉛鉄板製とする。

ただし、グラスウール製とする場合はJIS A 4009(空気調和および換気設備用ダクトの構成部材)によるものとし、厚さ0.6mm以上の垂鉛鉄板で補強を施したものとする。

○防火区画

○平面階 ○図示

○区画貫通部の処理

標準仕様書第2編第2章第8節2.8.1による。

○防煙ダンパー

復帰方式は ※遠方復帰式 電気式(定格入力 DC24V 0.6A以下)

○防火防煙ダンパー

○手動復帰式

○進相コンデンサ

標準仕様書第2編第1章第2節1.2.2の表2.1.6の△印の項目を適用する。

○エポキシ樹脂ライニング

エポキシ樹脂ライニングの乾燥方法は下記による。

※加熱硬化 ○常温硬化

○電線及び電線管

電線及び電線管等については標準仕様書第4編第1章第5節による。

○ボックス

PF管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを原則として使用する。

○容量等の表示

機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。

○スリーブ

柱、梁及び耐震壁以外の箇所、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200φ以下の部分に施工する場合は、紙製仮枠を使用しても良い。

その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮枠を必ず取り除く。

●鋼材工事

機器付属金物及び配管、ダクトの支持金物は標準仕様書第2編第4章第6節又は改修工事標準仕様書第2編第7章第5節による。

●はつり及び穴開けに伴う非破壊検査

改修工事標準仕様書第2編第4章第1節による。はつり及び穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり埋設物の事前調査を鉄筋探査機により行い、位置墨出しの上、写真等書面にて監督員に報告する。

鉄筋探査は、(○放射線透過検査(ヶ所) ●簡易金属探査)により行うこと。

既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダクトカッターを使用する。

○消音内貼

ダクト及びチャンパー、消音エルボの内貼り(箇所図示)は下記による。

1) 消音内貼り部分の外部保温は ※不要 ○要

2) チャンパーの寸法は、外形寸法を示す(但し、ダクト及び消音エルボは、内形寸法を示す)

3) 点検口は内貼り仕様又は断熱戸とする。取付箇所は下記による。

・厨房排気ダクト(ダクト及びダンパーの清掃が容易なように設ける。

最大間隔は5mとする)

・送風機の吸込み側(※3または羽根径500mm以上)

・空気調和機、送風機の吐出し側及び吸込み側に取り付け内貼りのあるチャンパー

4) ダクトの消音内貼部における保温種別は、サブライチャンパーと同様とする。

○フランジ用ガasket

標準仕様書第3編第2章第2節2.2.2.3の当該事項による。

また、厚さはアングル工法ダクトは3mm以上、コーナーボルト工法ダクトは5mm以上とする。

○ドレン抜き

外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー類に必要に応じ設ける。

○取付枠

防火区画部に取付ける吹出口、吸込口等で取付枠を必要とするものは鋼枠を使用する。

○7ミクロン用合成樹脂キャップ

屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分に合成樹脂製キャップを冠せる

○空気調和設備

○方式

1) 中央方式 ○定風量単ダクト方式 ○変風量単ダクト方式

○各階ユニット方式 ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式

○

2) 個別方式 ○パッケージユニット方式 ○パッケージユニット・ダクト併用方式

○

○主要熱源機器

○チリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット○吸収冷凍水機

○空冷ヒートポンプパッケージ形空調機(○EHP ○GHP)

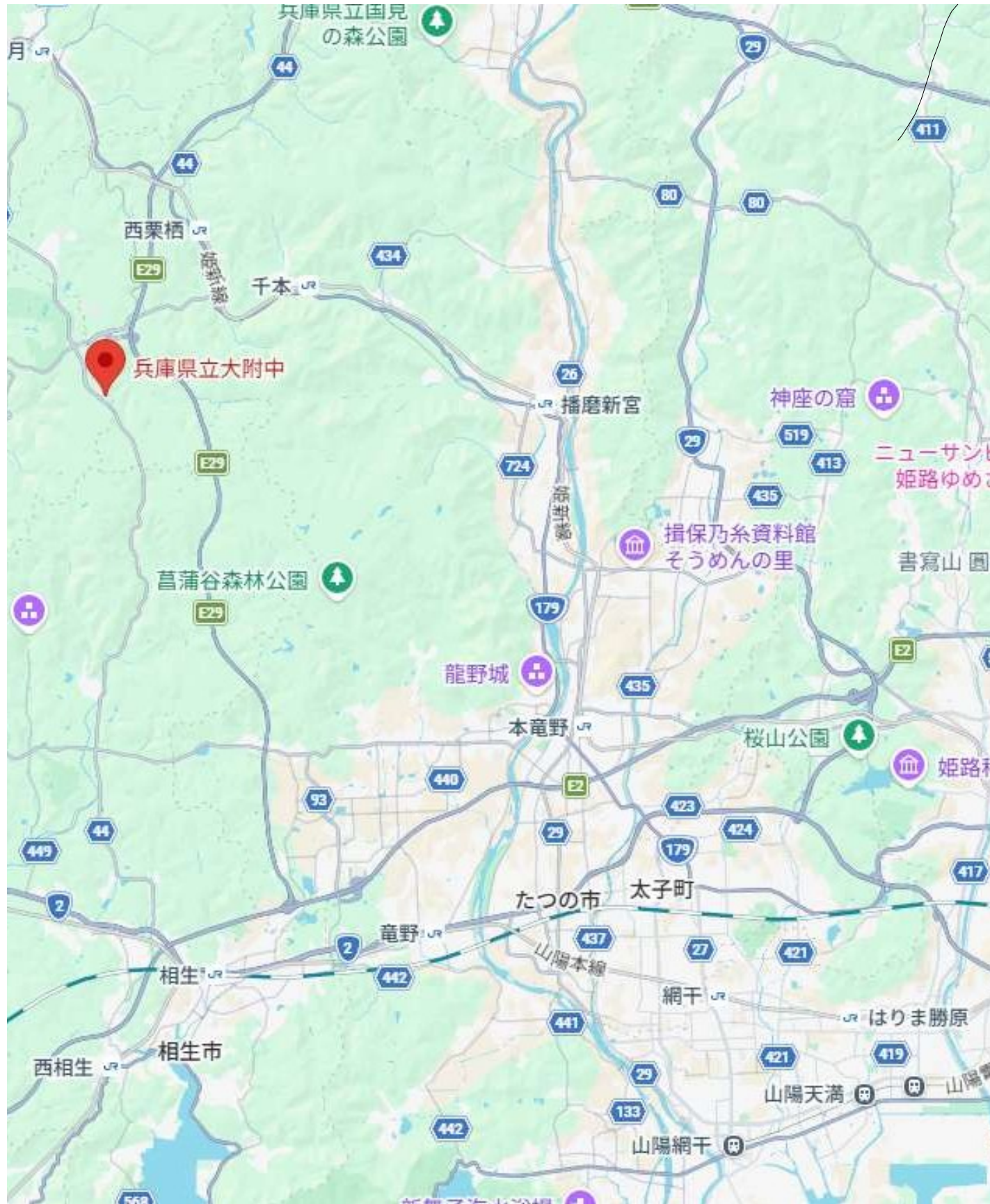
○設計時の温湿度条件

	外気条件			屋内(調整目標値)			
	時期	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)

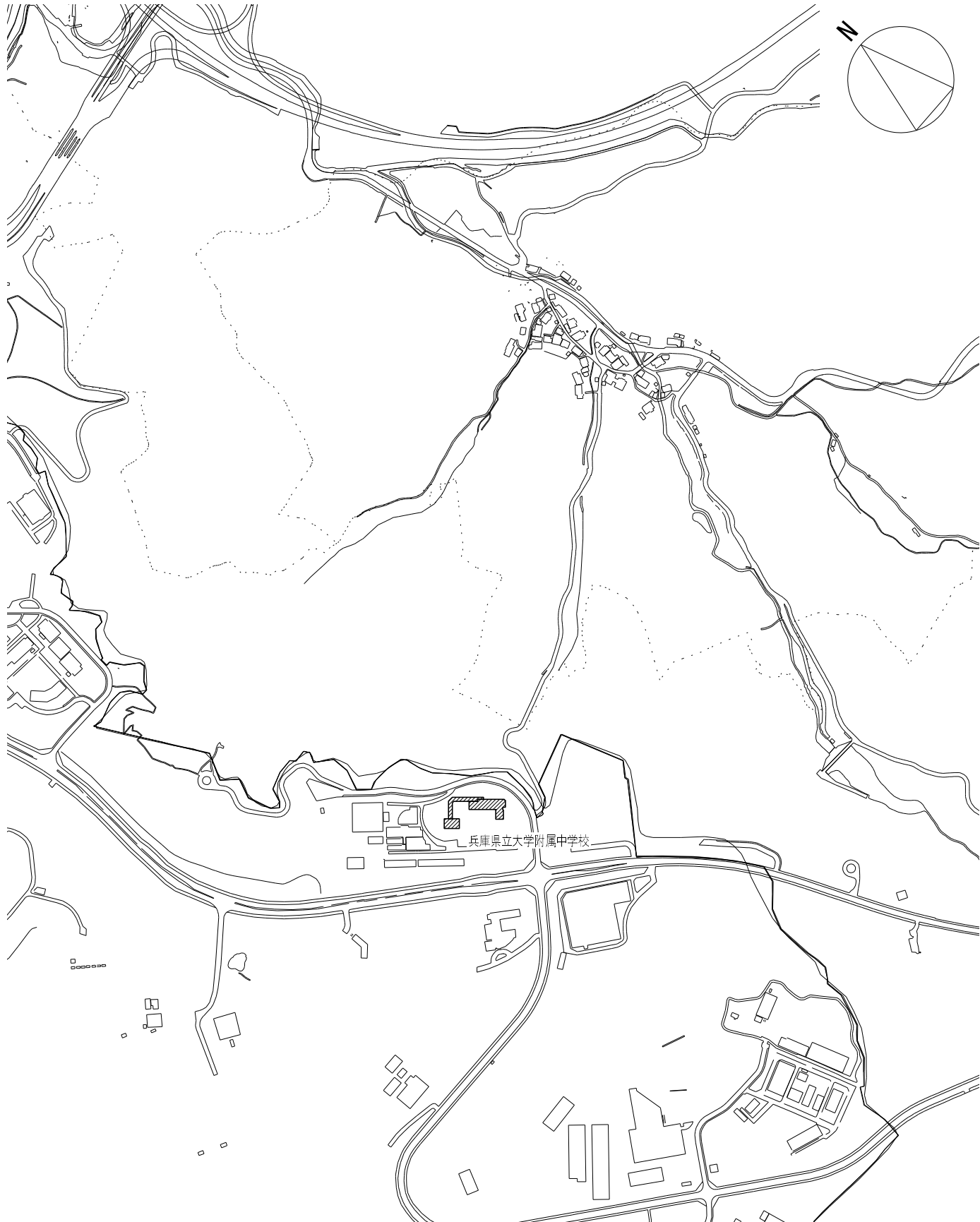
	No.
	2
	10
	Scale
	NON

空 気 調 和 設 備		5) 加湿用給水タンクの保温は膨張タンクに準ずる。 6) 油管の地中埋設管は標準仕様書第2編第2章第7節2.7.3 (3) による。 7) 膨張管・補給水管の保温は冷温水管に準ずる。 8) 保温を施す膨張タンク等のふたの保温は（※要○不要）とする。 9) 蒸気管及び還水管等で火傷が想定される配管は火傷防止対策を行う。 10) 冷却水配管は、保温（凍結防止）を行い、仕様は温水管の項に準ずる。 11) トラフ内の油管はプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 12) 還りダクトの保温 機械室、DS等非空調の室内および天井裏には保温を行う。	給 水 設 備	● 給水方式 ● 配管材料 （図面特記は除く） ○スチール鋼鋼管の接合 ・呼び径60Si以下 一括管式	○水道直結方式 ○高置タンク方式 ●ポンプ直送方式 ○増圧ポンプ方式 1) 屋内配管○ステンレス鋼鋼管（SUS304）（○一般系統 ○飲料水系統） ●硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA）（●一般系統 ●飲料水系統） ●硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） （地中埋設部）●硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○ステンレス鋼鋼管（SUS316） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD, SGP-FVD）	消 火 設 備	○ 消火設備の種類 ○ 表示灯 ○ 配管材料 （図面特記部分は除く） ○ 保温	○ 屋内消火栓 ○スプリンクラー ○不活性ガス消火（ー） ○泡消火 ○消防用水 ○連結給水管 ○連結散水装置 ○フード等簡易自動消火装置 ○屋外消火栓 屋内消火栓箱には、消火ポンプ運転表示灯取付用口を設ける。 1) 一般配管 ○配管用炭素鋼鋼管（白）○圧力配管用炭素鋼鋼管（白）○ステンレス鋼管 2) 地中配管 ○硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○塩化ビニル外面被覆鋼管（SGP-VS） 消火用充水タケの保温を ○施工する（膨張タケに準ずる） ○施工しない 消火用呼水タケの保温を ※施工しない ○施工する（膨張タケに準ずる） 消火用配管の保温を ○施工する○屋外露出部のみ施工する（給水管の保温仕様に準ずる）			
	○ダクトの種類 ○ダクトの工法	※低圧 ○高圧1 ○高圧2（○B形有（長方形ダクト）○C形有（円形ダクト）） ●アングルフランジ工法 ●コーナーボルト工法（適用範囲は空気調和設備の項目と同様） 注：コーナーボルト工法は、低圧ダクト（常用圧力±500Pa以下）で、かつ長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用可		○配管材料 ・呼び径75Si以上 一溶接接合、ワザン形 管継手による接合、 フランジ接合	2) 屋外配管 ※硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） ○水道用ポリエチレン二層管（PP）（呼び径50以下） ○水道配水管ポリエチレン管（PE） （JWWA K 144（継手は電気融着式とする）） ○ステンレス鋼鋼管（SUS316） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD, SGP-FVD）		○ガ ス 設 備	○ガスの種類 ○配管材料 ○土中埋設管の接合方法 ○ピット内施工法 ○負担金	○都市ガス発熱量※40.6MJ/m ³ （低位発熱量基準）○（ー MJ/m ³ ○液化石油ガス（※50kg ○20kg ○バル貯槽） ガス供給事業者名 1) 一般配管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ○合成樹脂被覆鋼管（PLP） 2) 地中配管（屋内及び屋外）○合成樹脂被覆鋼管（PLP） ※ポリ塩化ビニル管（PE） ○ネジ工法 ○SGM工法 ※融着（PE） ※溶接工法 ○不要 ○要（○本工事 ※別途工事）		
換 気 設 備	○ダクトの分岐方法	給気用ダクト（○割込み方式 ○直付け方式） 排気用ダクト（○割込み方式 ○直付け方式）	排 水 設 備	●弁類 ○水柱柱	飲料水系統の弁類は、厚生労働省基準に準じた鉛レスとする。 ※合成樹脂製（約70×70×1,300H） ○ステンレス製（ー） 特記無き場合、水柱の取付高さは約600mmとする。	撤 去 ・ 改 修 工 事	○ 衛生器具取付高さ ○ 管の埋設深さ ○ 加入金等	洗面器、手洗器の取付高さ（床面より前縁上端まで）は次による。（身体障害者用器具を除く） 1) 洗面器 ○800mm ○750mm 2) 手洗器 ○800mm ○750mm 1) 一般敷地 ※300mm ○ー mm 2) 構内車両通路 ※600mm ○ー mm ○不要 ○要（○本工事 ※別途工事）名称：	○ 再使用機器 ○ 撤去・再取付機器の機能確認 ○ 再使用する配線の確認	●撤去 ○再使用機器 ○撤去・再取付機器の機能確認 ○再使用する配線の確認	支持材とも撤去する。（ただし、機器等再取付の場合は協議による。） 撤去後の補修は、原則として原状復旧とする。 取り外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上取付ける。なお再取付器具のみえがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行う。 ○照明器具の球替えを行う。 1) 撤去・再取付機器については、改修工事標準仕様書第1編第1章第4節1.4.3による。 2) 機器撤去前に性能確認を行い、不具合があれば直ちに監督員と協議する。 また、取り外した機器は清掃実施後に取り付けとし、撤去前と同様に性能確認を行う。 撤去・再取り付け作業の前後における性能確認の内容及び方法は監督員と協議し、性能確認の結果を試験成績表にまとめ監督員に提出する。 再使用する配線は、機器等撤去前に絶縁抵抗測定及び導通等確認を行い、報告書を作成し監督員に提出する。また、工事完成前においても上記と同様の確認を行い、その結果を試験成績表にまとめ監督員に提出する。
	○排気フード	1) 排気フードの補強、支持金物、接合剤等は垂鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による。 ※ステンレス鋼板（補強具） ○垂鉛鉄板 2) 排気フード廻りに取り付ける幕板は、上記フードと同材質とする。 ※本工事 ○別途工事 3) グリースフィルターの予備 ※不要 ○要		○排水方式 汚水と雑排水 屋 内 ※分流式 ○合流式 汚水と雑排水と雨水 屋 外 ※分流式 ○合流式 ポンプ排水 ○あり（○汚物 ○雑排水 ○雨水 ○湧水 ○浄化槽2次側） ●なし	○放水先 1) 汚 水 ※直放流下水管 ○浄化槽 2) 雑排水 ※直放流下水管 ○浄化槽 ○別途側溝（建築工事） 3) 雨水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝 ○雨水樹 4) 湧水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝 ○雨水樹		○配管材料 （図面特記部分は除く）	1) 屋内汚水管 ○ホリパイプ排水用鋼鉄管 ○排水用塩化ビニルライニング鋼管（地中埋設部含む） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○耐火二層管（ー） ○サリカ硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） 2) 屋内雑排水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白） ○排水用塩化ビニルライニング鋼管（地中埋設部含む） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○耐火二層管（ー） ○サリカ硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ○排水用サリカ硬質ポリ塩化ビニル管（REP-VU） （樹脂製小口径樹との接続には、変換ソケットを使用する） 3) 屋外汚水・雑排水管 ○硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VU） ○サリカ硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU） ○排水用サリカ硬質ポリ塩化ビニル管（REP-VU） 4) 通気管 ○配管用炭素鋼鋼管（白） ○排水用塩化ビニルライニング鋼管 ○硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○耐火二層管（ー） ○サリカ硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） 5) ポンプアップ排水管（汚水・雑排水）○コーティング鋼管 ○配管用炭素鋼鋼管（白） （湧水） ○配管用炭素鋼鋼管（白） （但し、汚水・雑排水槽内は塩化ビニルライニング鋼管（SGP-FVD）、屋外の地中埋設部は硬質ポリ塩化ビニル管（VP）とする。） 6) 排水用塩化ビニル管の、継手との接合に際しての、管の先端と継手本体の差し込み段差との間の、管の熱伸縮を緩和する隙間は ○不要 ○要とする。 7) 衛生器具との接続管 ○硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ※リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ○鉛管 8) 流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管でも（保温不要）※不可 ○可	●発生材の処理 ○冷媒等の回収 ●7xベスト処理・報告	1) 標準仕様書第1編第1章第3節1.3.9（発生材の処理等）及び改修工事標準仕様書第1編第5章第1節（発生材の処理）による。 2) 引渡しを要するもの ※なし ○あり（ー） 3) 再資源化を図るもの ※なし ●あり（発生土） 4) 家電リサイクル法による処分を要するもの※なし ○あり（ー） 5) 加圧系冷媒使用機器の撤去 ※なし ○あり（ー） 6) 特別管理産業廃棄物 ※なし ○あり（ー） ○冷媒等の回収 1) 撤去前に内容物の回収を要する機器・配管（冷媒・吸収液・廃油）は、※図示 による。 2) 冷媒の回収は改修工事標準仕様書第3編第2章第4節2.4.3による。	
排 煙 設 備	○厨房排気ダクト	材質は ※ステンレス鋼板 ○垂鉛鉄板 とし、板厚は下記による。 〔単位：mm〕	給 湯 設 備	○給湯方法 ○配管材料 ○保温	○中央式 ○局所式 ○銅管（壁又は床埋設する場合は、保温付被覆鋼管を使用してもよい） ○ポリブデン管 ○ステンレス鋼管（SUS304） ○ステンレス鋼管（SUS316） ○架橋ポリエチレン管 1) 膨張管・補給水管の保温は冷温水管に準ずる。 2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編第3章3.1.5の表2.3.5による。	処 理	○ 厨房排気ダクト ○ダクトの種類 ○ダクトの工法 ○ダクトの材料	○廊下 ○事務所 ○図示 最大面積 - m ² ○高圧1ダクト外 ○高圧2ダクト外 [○B形有（長方形ダクト）○C形有（円形ダクト）] ※アングルフランジ工法 ※垂鉛鉄板製 ○普通鋼板製	●発生材の処理 ○冷媒等の回収 ●7xベスト処理・報告	1) 標準仕様書第1編第1章第3節1.3.9（発生材の処理等）及び改修工事標準仕様書第1編第5章第1節（発生材の処理）による。 2) 引渡しを要するもの ※なし ○あり（ー） 3) 再資源化を図るもの ※なし ●あり（発生土） 4) 家電リサイクル法による処分を要するもの※なし ○あり（ー） 5) 加圧系冷媒使用機器の撤去 ※なし ○あり（ー） 6) 特別管理産業廃棄物 ※なし ○あり（ー） ○冷媒等の回収 1) 撤去前に内容物の回収を要する機器・配管（冷媒・吸収液・廃油）は、※図示 による。 2) 冷媒の回収は改修工事標準仕様書第3編第2章第4節2.4.3による。	
	○保温	多湿箇所のダクトの保温 ○不要 ○要 厨房用外気取入ダクトの保温 ○不要 ○要 外気取入チャンバーの保温（空調を行っている室について） ○不要 ○要 全熱交換器の外気取入ダクトの保温（ー） ○不要 ○要 保温を行う場合の仕様は、標準仕様書第2編第3章第1節による。 屋内隠ぺい部のダクト保温は、I・（イ）・11及びN・（イ）・11による。		○給湯方法 ○配管材料 ○保温	○中央式 ○局所式 ○銅管（壁又は床埋設する場合は、保温付被覆鋼管を使用してもよい） ○ポリブデン管 ○ステンレス鋼管（SUS304） ○ステンレス鋼管（SUS316） ○架橋ポリエチレン管 1) 膨張管・補給水管の保温は冷温水管に準ずる。 2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編第3章3.1.5の表2.3.5による。						

	No.
	3
	10
	Scale
	NON

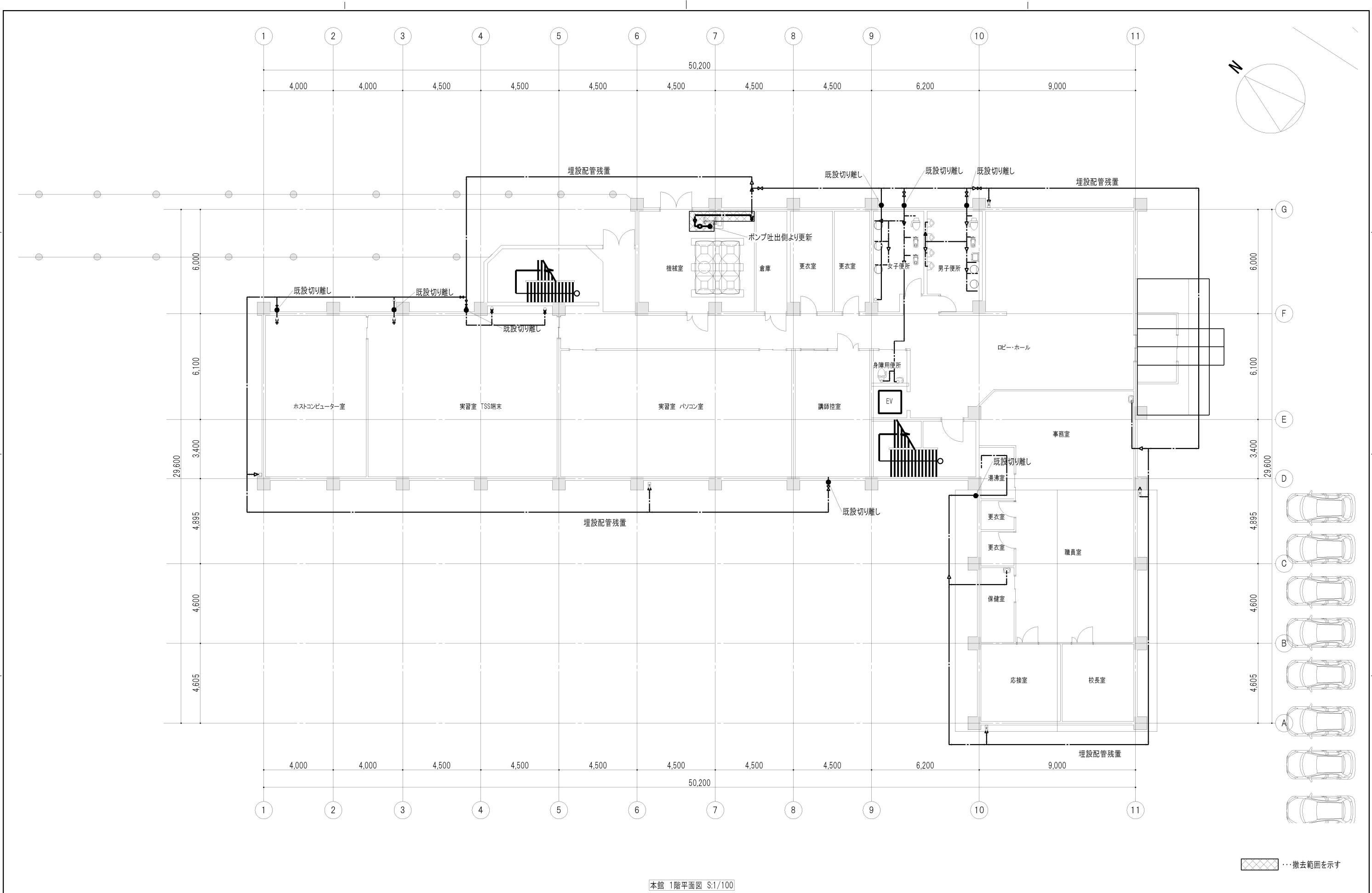


案内図



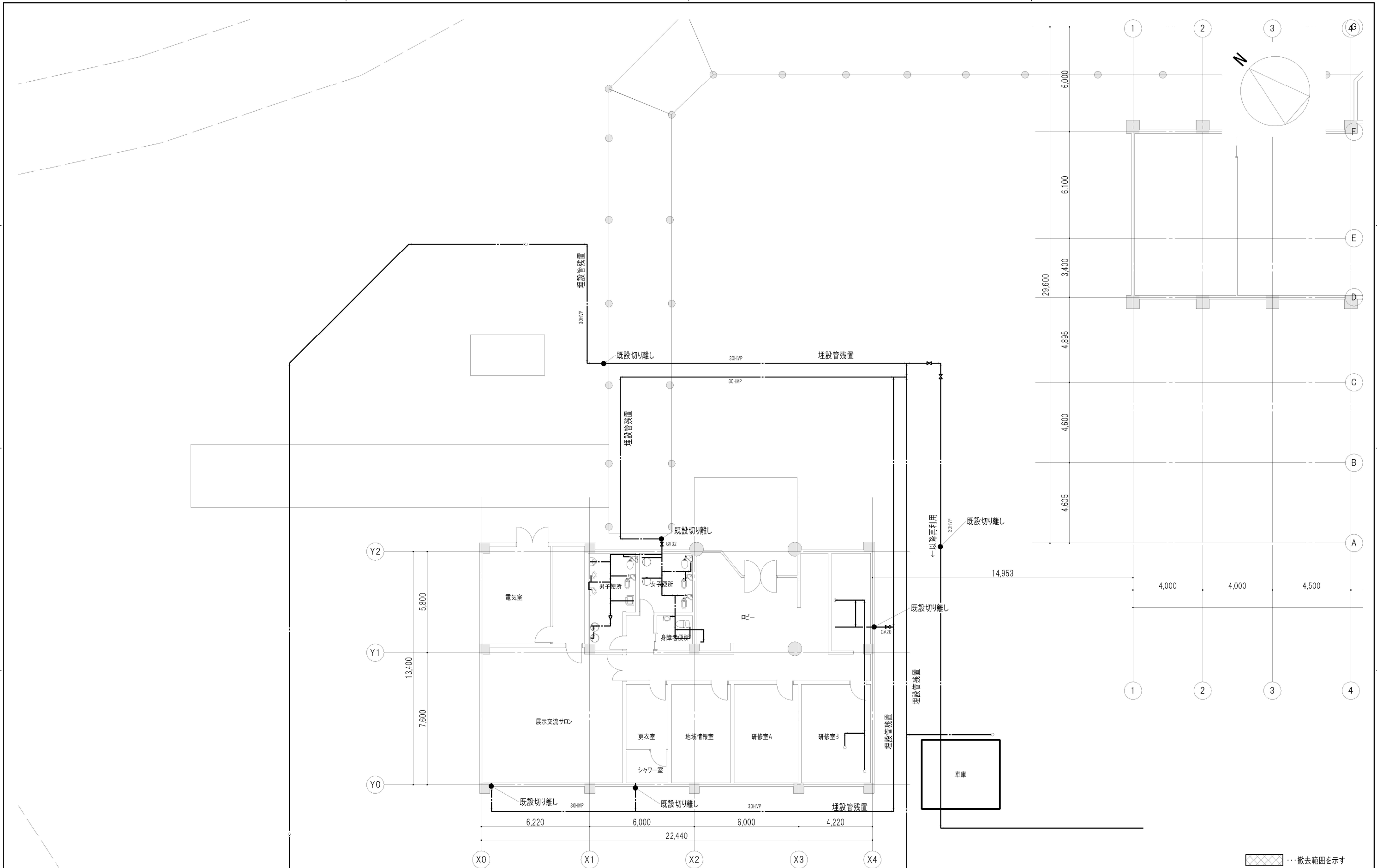
付近見取図 S:1/4000 (A1)

兵庫県立大学附属中学校	兵庫県立大学附属中学校給水配管更新工事	No. 4 10
	案内図・付近見取図	Scale 1/4000



本館 1階平面図 S:1/100

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



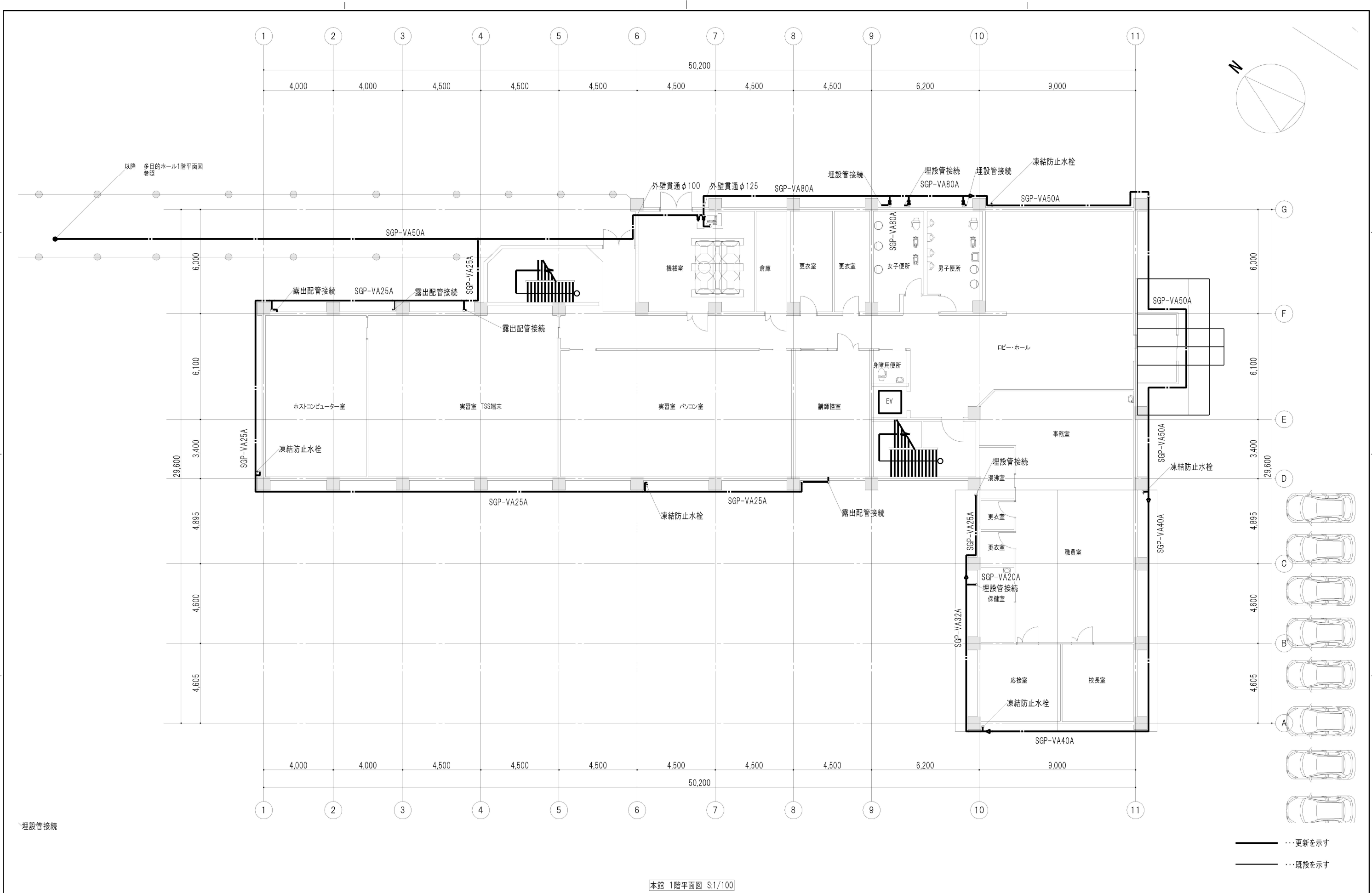
多目的ホール 1階平面図 S:1/100

兵庫県立大学附属中学校

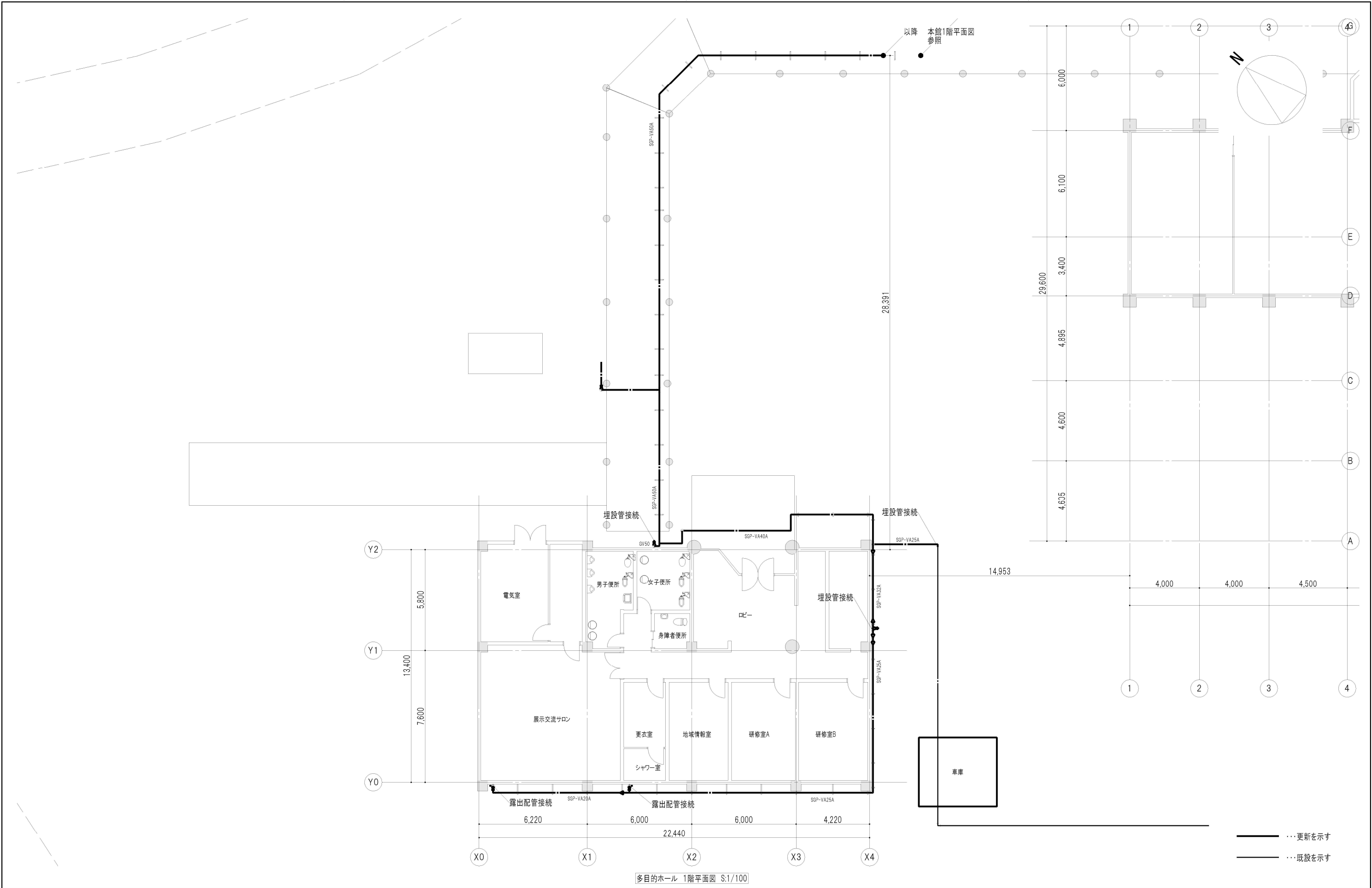
兵庫県立大学附属中学校給水配管更新工事

多目的ホール 1階 給水配管平面図（撤去）

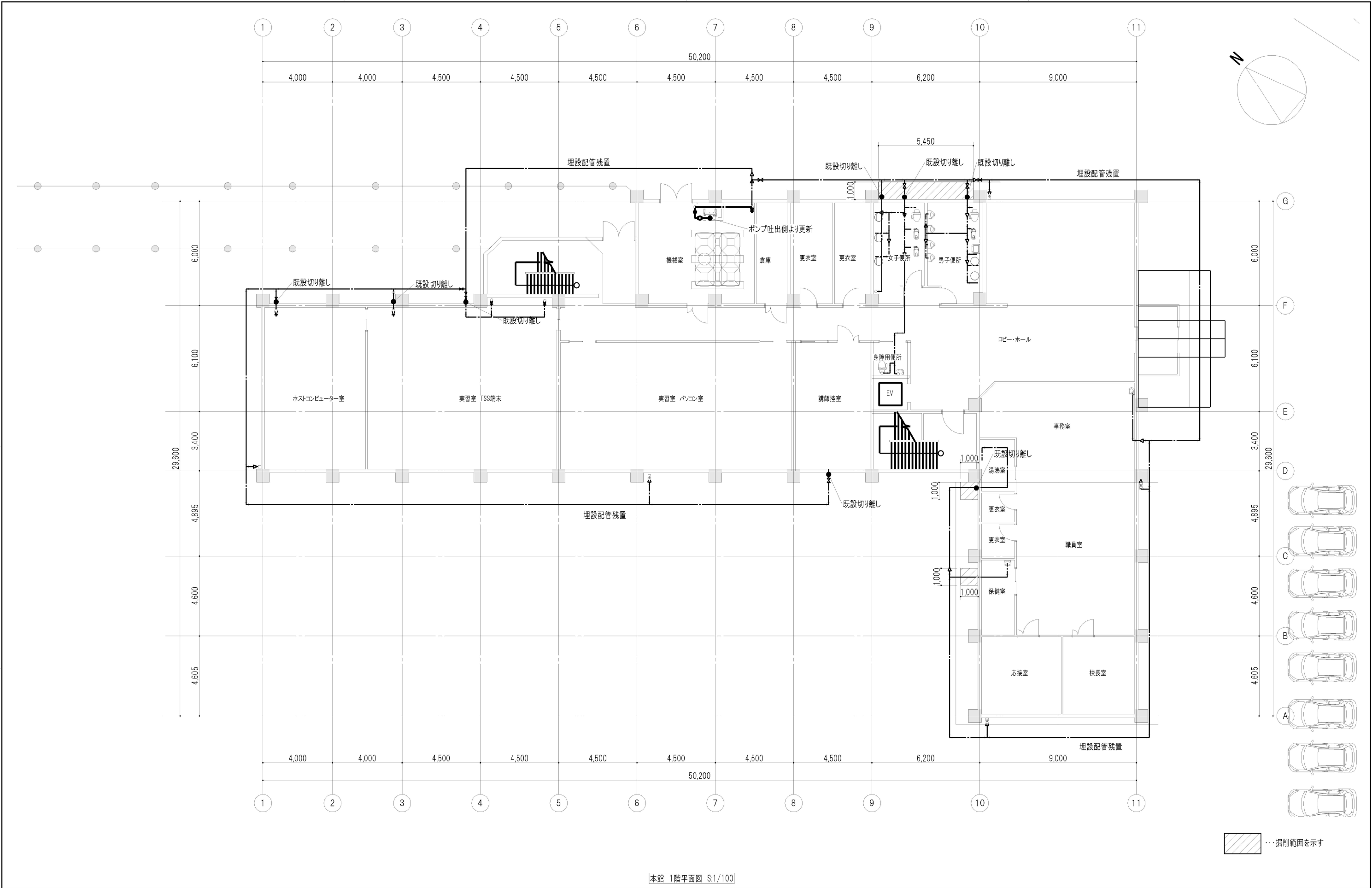
No. 6
10
Scale
1/100



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

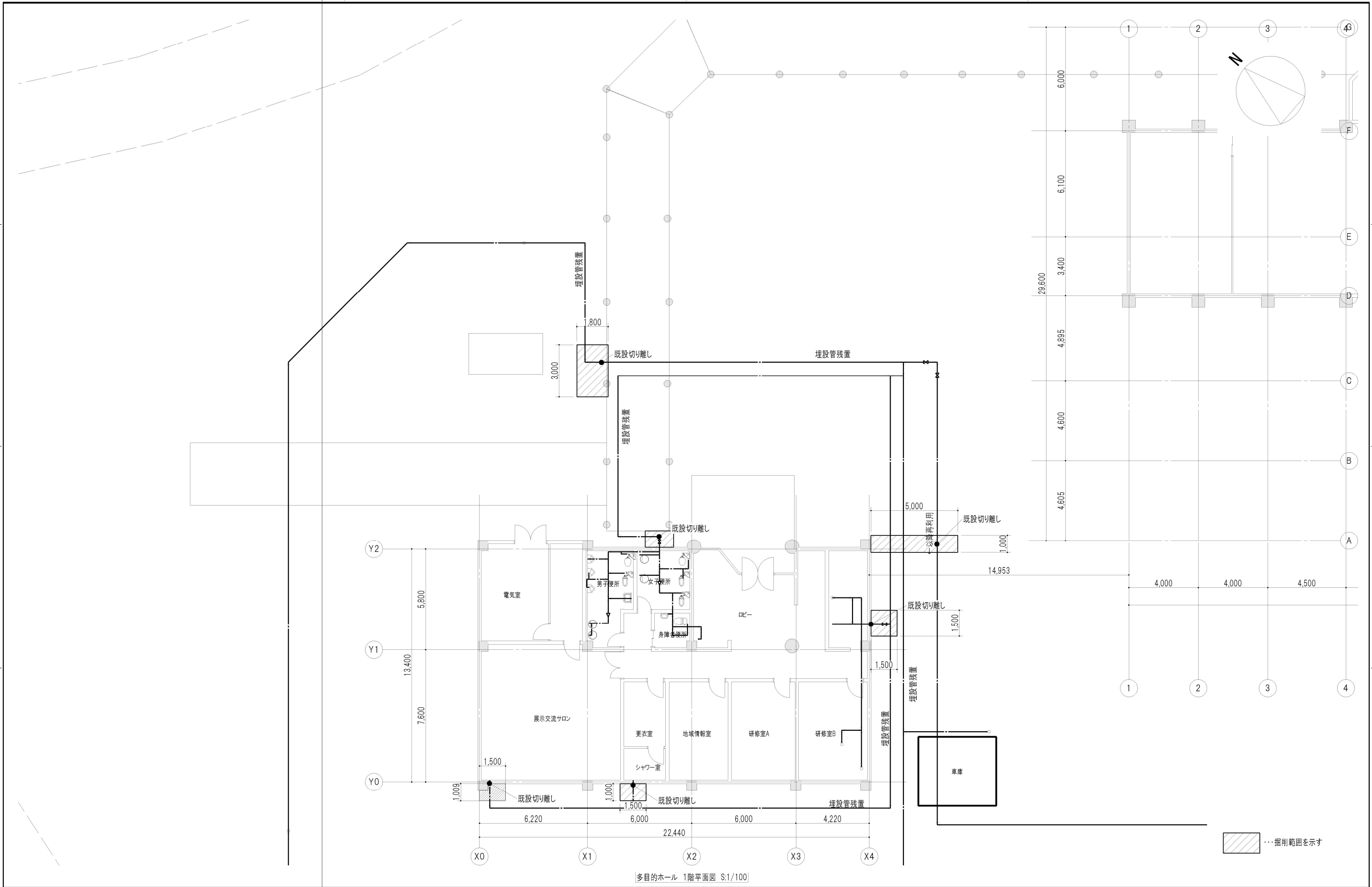


--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



本館 1階平面図 S:1/100

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----



[多目的ホール 1階平面図 S:1/100]

		兵庫県立大学附属中学校	兵庫県立大学附属中学校給水配管更新工事	No. 10
				10
			多目的ホール1階 給水配管平面図（建築）	Scale 1/100